

第1号様式（第3条関係）

個人情報ファイル簿

開始・変更・廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 開始 令和5年（2023年）4月1日 変更 廃止
個人情報ファイルの名称	交通機関等利用児童生徒交通費補助、特別支援学級の振興
実施機関の名称	八王子市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育部学務課
個人情報ファイルの利用目的	徒歩通学が困難な地域の児童・生徒に対して通学費を補助し、保護者負担の軽減を図る。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 学業・学歴、5 公的扶助、6 口座番号、7 続柄・親族関係、8 障害、9 利用区間等
記録範囲	児童、生徒、その保護者
個人情報を取り扱う事務の委託の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
記録情報の収集方法	本人、学校長等
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）学校教育部学務課
	（所在地）八王子市元本郷町三丁目24番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	

第1号様式（第3条関係）

個人情報ファイル簿

開始・変更・廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 開始 変更 廃止 令和5年（2023年）4月1日
個人情報ファイルの 名 称	就学援助費の支給、特別支援学級の振興
実施機関の名称	八王子市教育委員会
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	学校教育部学務課
個人情報ファイルの 利 用 目 的	経済的な理由により就学が困難と認められた児童・生徒の保護者 に対して学用品費等を支給し、就学の機会を確保する。
記 録 項 目	1 氏名、2 個人識別符号、3 住所、4 性別、 5 生年月日・年齢、6 電話番号、7 職業・職歴、 8 学業・学歴、9 資産・収入、10 課税・納税状況、 11 公的扶助、12 口座番号、13 続柄・親族関係、 14 婚姻歴、15 家庭状況、16 居住状況
記 録 範 囲	就学援助費・特別支援教育就学奨励費受給申請者及び認 定者
個人情報を取り扱う 事務の委託の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
記録情報の収集方法	本人、財政部住民税課、福祉部生活福祉総務課、子ども 家庭部子育て支援課、学校長等、住民基本台帳、 他の官公庁
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	生涯学習スポーツ部放課後児童支援課 学校教育部学校給食課
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	（名 称）学校教育部学務課 （所在地）八王子市元本郷町三丁目24番1号
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規定 による特別の手續等	
個人情報ファイルの 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイ ル）
備 考	